

嬉野市 高齢者保健福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

概要版



生涯を通じて健康で
いきいきと暮らせる
福祉のまち



令和6年3月

嬉野市

上記の二次元バーコードから
本計画を見ることができます

1 計画策定の基本的事項



(1) 計画策定の主旨

嬉野市では、高齢者が住み慣れた地域の中でいつまでも安心して暮らしていける地域社会の実現に向け、市民・事業者・行政が協働して高齢者の保健・福祉サービスを総合的に展開していくための指針となる計画として令和3年3月に「嬉野市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉のさらなる充実を図ってきました。

令和6年3月末をもって、現在の計画が終了するため、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらに杵藤地区広域市町村圏組合が策定する介護保険事業計画との整合性を図りながら、「地域包括ケアシステム」の更なる深化を図るため、新たな「嬉野市高齢者保健福祉計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置付け及び目的

「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する政策全般を策定するものです。要介護認定者だけでなく、すべての高齢者を対象とする計画であり、その目的はすべての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせる社会の構築にあります。嬉野市では、「高齢者福祉計画」と一体的に高齢者の保健に関する取り組みについても計画化するという観点から、「高齢者保健福祉計画」として策定します。

また、杵藤地区広域市町村圏組合が策定する「介護保険事業計画」は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画です。介護サービス基盤の整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となるもので、要介護認定者、要支援認定者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象としており、3年毎に介護保険事業に係る保険給付やサービスを円滑に提供するための基本となる実施計画となっています。

「高齢者保健福祉計画」はその目的、対象及び内容において、「介護保険事業計画」を包含する上位の計画と位置付けられ、両計画の連携と調和を保つためにも、一体的な策定が求められています。

【「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」の関係】

嬉野市高齢者保健福祉計画

- 高齢者福祉施策全般の総合的な指針
- 介護保険以外の高齢者保健福祉の具体的施策

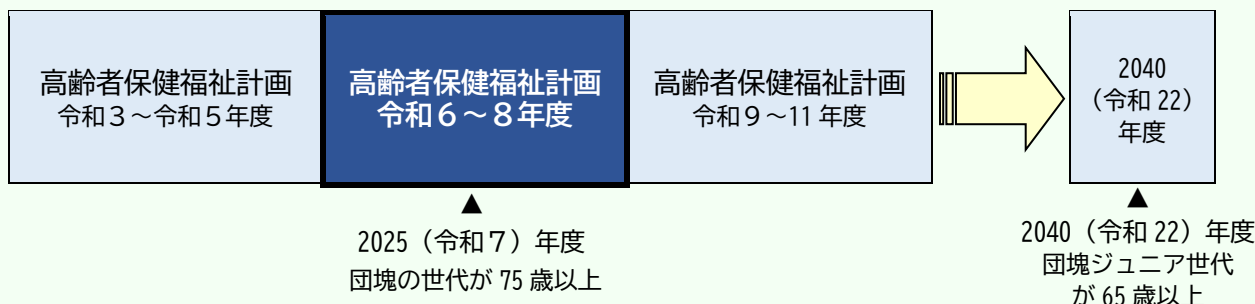
杵藤地区広域市町村圏組合介護保険事業計画

- 介護保険に関する施策と事業見込み

(3) 計画の期間

嬉野市高齢者保健福祉計画は、杵藤地区広域市町村圏組合が策定する介護保険事業計画と一体的に推進するため、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間を計画期間とします。

同時に、本計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025（令和7）年を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、本市における高齢者支援・介護予防・介護サービスのあり方を包括的に整備するという視点から策定します。



(4) 計画の策定体制

① 高齢者保健福祉計画策定委員会における審議

本計画の策定にあたっては、嬉野市高齢者保健福祉計画策定委員会規定に基づく委員構成による「高齢者保健福祉計画策定委員会」を設定し、審議を行います。

② 高齢者福祉要望等実態調査の実施

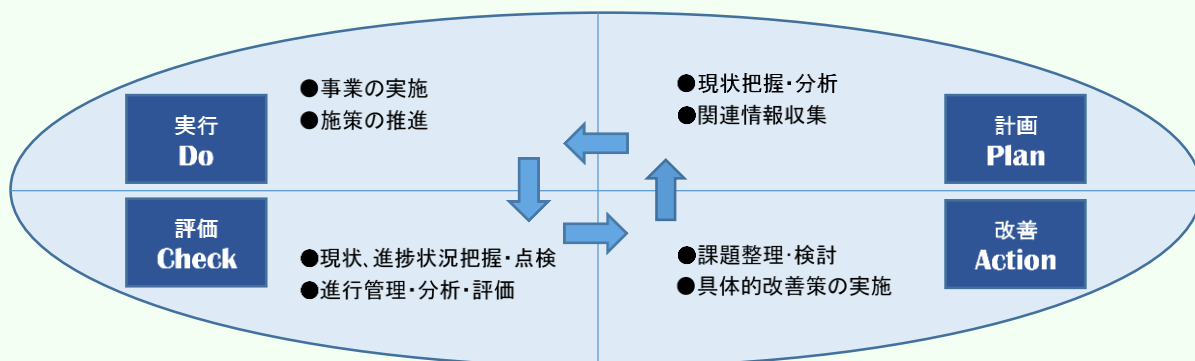
嬉野市に暮らす高齢者の日常生活状況や健康状態、介護の状況等を把握するため、令和5年度に、65歳以上の高齢者を対象とした「高齢者要望等実態調査」を県内統一調査として実施し、今後の高齢者福祉施策に活かすとともに、計画策定の基礎資料とします。

③ 関係各課や関係機関との調整・連携

本計画は、福祉課等の関係課内の各グループや杵藤地区広域市町村圏組合等、関連する部門・機関との密接な連携を図りながら策定を行います。

(5) 計画の推進

本計画の進行管理については、計画策定過程における「高齢者保健福祉計画策定委員会」よりいただいたご意見等を踏まえながら、事業進捗状況の確認を行い、その結果に対する評価と事業の見直しなどを行うPDCAサイクルを導入し、事業を推進していきます。

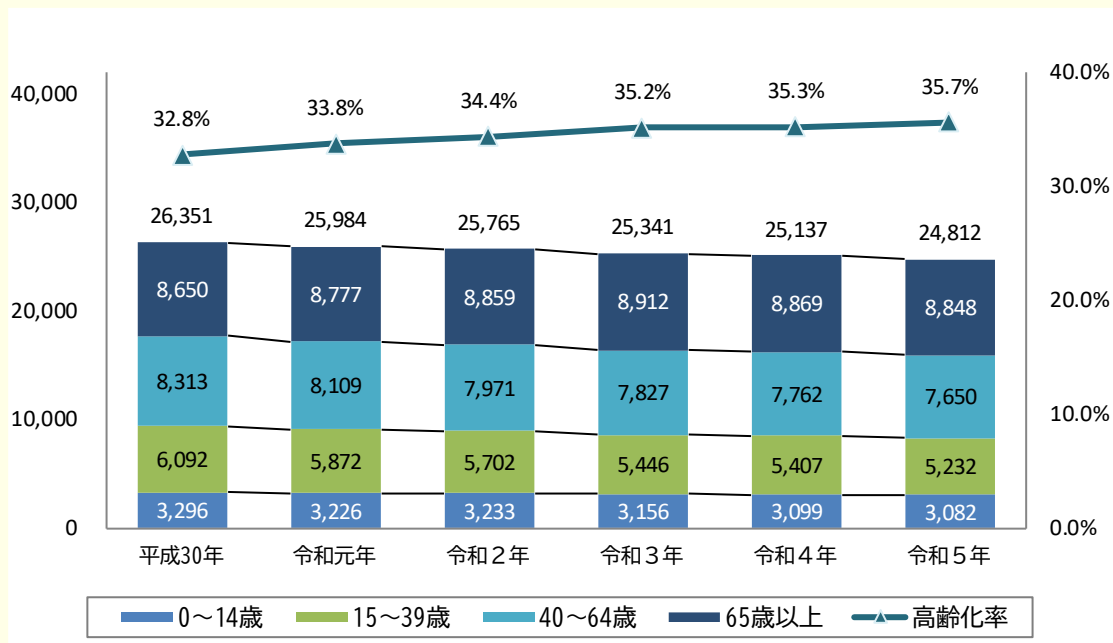


2 高齢者を取り巻く状況



(1) 人口及び高齢化の推移

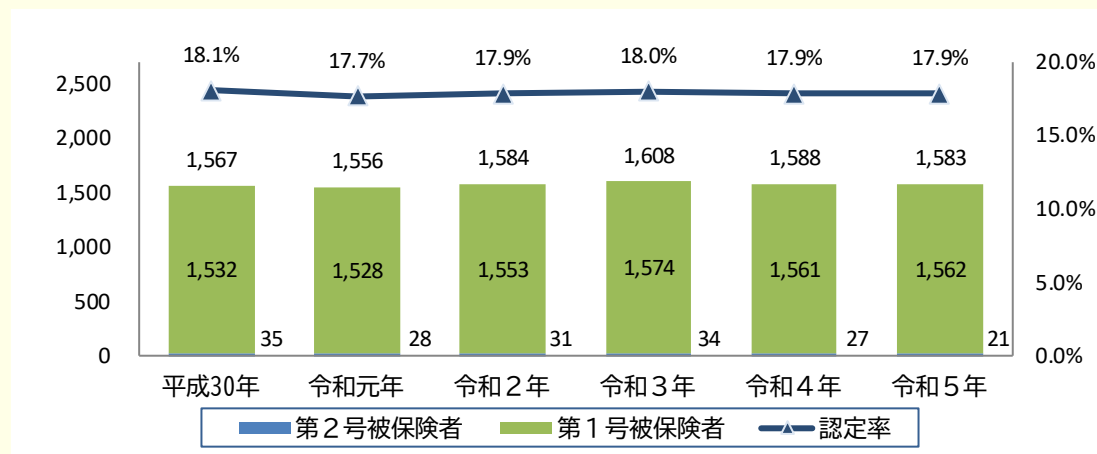
嬉野市の総人口は、平成30年の26,351人から令和5年の24,812人と緩やかな減少傾向となっています。高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は、平成30年の32.8%から、令和5年には35.7%となっており、毎年上昇を続けています。



(2) 要介護認定者数及び認定率の推移

要介護等認定者数は、平成30年の1,567人から令和2年の1,583人と年ごとにバラつきはみられるものの、ほぼ横ばいで推移しています。

認定率（要介護度認定者数を65歳以上高齢者数で除した値を百分率で示したもの）についても、ほぼ横ばいで推移しています。



3 施策の体系



基本理念	重点テーマ	施策の柱	具体的施策・事業
生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち 地域での自立生活を支援する地域包括ケア体制の構築	高齢者の健康づくり	1 高齢者等の保健事業	(1) 健康診査 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ①ハイリスクアプローチ（保健指導等） ②ポピュレーションアプローチ（健康相談・健康教育）
	介護サービスの充実	2 介護予防の推進	(1) 地域支援事業 ①一般介護予防事業 ②介護予防・生活支援サービス事業 ③包括的支援事業 ④任意事業 (2) 在宅医療・介護連携事業 (3) 予防給付事業 (4) 地域包括支援センターの機能充実 ①地域包括支援センターの適切な運営と中立・公正の確保 ②地域包括支援センターにおける人材の確保 ③総合的な介護予防マネジメント事業の実施 ④地域支援事業の効果的な実施 ⑤包括的・継続的マネジメント事業の実施 ⑥事業者等との連携
	生活支援体制の充実	3 在宅福祉に関する事業	①食の自立支援事業 ②緊急通報システム事業 ③愛の一声運動推進活動事業 ④在宅高齢者紙おむつ購入費助成事業 ⑤在宅高齢者介護手当支給事業 ⑥生活管理短期宿泊事業 ⑦在宅介護者交流事業 ⑧高齢者運転免許証自主返納支援事業 ⑨みまもりネットワーク事業 ⑩救急医療情報キット事業
		4 生きがいづくり事業	①生きがいデイサービス事業 ②老人福祉センター
		5 高齢者の権利擁護事業	①成年後見制度 ②福祉サービス利用援助事業 ③高齢者虐待防止及び高齢者虐待相談対応
		6 関係団体・事業者等の活用・支援	①嬉野市社会福祉協議会 ②地域コミュニティ ③嬉野市食生活改善推進協議会 ④嬉野市老人クラブ連合会 ⑤地域共生ステーション（宅老所・ぬくもいホーム） ⑥嬉野市シルバー人材センター ⑦嬉野市ボランティア連絡協議会 ⑧民生委員・児童委員 ⑨養護老人ホーム ⑩軽費老人ホーム（ケアハウス） ⑪認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑫介護保険施設等
		7 認知症施策「共生」と「予防」の推進	(1) 認知症に対する正しい理解の啓発とバリアフリー化、社会参加の推進 (2) 早期診断・早期対応等保健医療サービスの整備 (3) 認知症対策の体制整備（認知症ケアパスの活用） (4) 若年性認知症の人への支援 (5) 認知症の人の権利擁護事業（意思決定支援）について (6) 認知症の人とその家族を支える地域づくり（相談体制の整備）
		8 生活支援体制整備事業	
		9 避難行動要支援者への避難支援の推進	

4 具体的な施策の展開



(1) 高齢者等の保健事業

高齢者等が住み慣れた地域で健康でいきいきと充実した生活を送るためには、ケガや病気の予防、生活習慣病等の重症化予防や要介護状態への進行・悪化を防ぐことが重要です。

高齢者等がいつまでも元気で暮らせるよう、主に食事や生活面に着目した健康づくりを推進していきます。また、保健・医療・介護保険制度に則した効率的かつ効果的な事業提供の仕組み・体制について検討していきます。

(2) 介護予防の推進

介護予防の取り組みには、要支援・要介護になる前段階から、すべての高齢者を対象に実施する地域支援事業により、生活機能の維持向上を図り、要支援・要介護状態への移行予防及び重度化の予防・軽減により、高齢者の自己実現の達成を支援し、高齢者がいきいきと暮らせるよう支援していくことが重要です。

また、高齢者が地域で暮らしていくためにかかせない存在となった地域包括支援センターのさらなる充実を図ります。

(3) 在宅福祉に関する事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいをもって暮らせるように地域ぐるみでお互いを支え合い、介護に対する老後の不安をできるだけ軽減し、明るく豊かな高齢社会を目指し、医療・保健・介護・福祉が連携をとりながら、在宅福祉事業を実施します。

また、支援を必要とする高齢者の介護等に従事する職員等については、高齢者の気持ちを十分に理解できるよう、スキルアップを図るための介護・福祉等の研修会等への参加促進を図っていきます。

(4) 生きがいづくり事業

高齢者等が住み慣れた地域で、健康でいきいきと充実した生活を送るためには、生きがいや楽しみを持つこと、また、高齢者同士の交流も大切になります。

要介護状態にならないよう、生きがいを持つことができるよう支援していきます。

(5) 高齢者の権利擁護事業

在宅で生活している高齢者等が、認知症等により判断能力が不十分になったりしても、地域社会の中で安心して生活できるよう、地域社会全体で支援していきます。

(6) 関係団体・事業者等の活用・支援

高齢者が安心して暮らせるしくみを構築するため、地域の関係団体・事業者等の主体的な活動を支援するとともに、関係団体・事業者等との連携強化を図っていきます。

(7) 認知症施策「共生」と「予防」の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、市民全てが認知症について正しく理解し、地域全体で認知症の人とその家族の生活を支えていくことが必要です。

認知症の人が尊厳を保ちながら穏やかな生活をおくり、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進します。

(8) 生活支援体制整備事業

超高齢社会や介護人材不足により介護サービスを受けることができない高齢者や周囲との関係性の希薄化により孤立化し日常生活に支障をきたしてしまう高齢者等を増やさないようにするために、地域での受け皿の整備が急務となっています。

そのために、嬉野市では、平成 28 (2016) 年 4 月に生活支援体制整備事業を開始し、研究会での協議の後、平成 29 (2017) 年 4 月より第 1 層協議体 (市全体) を発足させました。

第 1 層協議体では、地域支え合い推進員 (生活支援コーディネーター) を中心に、民生委員や企業、住民組織など幅広い住民有志が集まり、高齢者の生活支援のために必要となる地域資源の把握や実際の地域課題について話し合いながら、これまでの介護サービスや支援では補いきれない、細やかな生活支援のための新しいサービスの創出について協議を行います。

さらに、第 2 層協議体 (中学校区) において、各校区での地域支え合い推進員 (生活支援コーディネーター) とともに、地域高齢者のニーズ把握と、実際の活動方法について自由な市民の参加による話し合いで、それぞれの地域の特性に応じた独自のサービスを住民自らが創り上げていきます。

生活支援体制整備事業の活動の主役は地域住民であり、その活動を支えていくのが地域支え合い推進員 (生活支援コーディネーター) の役割です。地域支え合い推進員は、地域の声やニーズを把握し、関係者間のネットワークを協議体の中で図ることにより、ボランティアの養成や日常生活の支援のための活動の場に繋げることが重要です。

(9) 避難行動要支援者への避難支援の推進

災害発生時または災害が起こる恐れがある場合に一人で避難することが難しい方が円滑に避難できるように、避難行動要支援者名簿を管理し、地域の人々や社会福祉協議会、各行政機関と連携し、避難支援の体制構築を図ります。

5 施策の推進に向けた行政の体制



(1) 総合相談・苦情相談

高齢者が地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度につなげる等の支援を行っていきます。

(2) サービス情報の提供

高齢者が健康、福祉、介護に関するサービスを必要とした時に、地域包括支援センターがこれらの情報を迅速かつ的確に提供できる体制の維持・充実を図っていきます。

(3) 広報活動

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、多様な媒体を活用しながら、より速やかに提供できるようにしていきます。

(4) 関係部門等の連絡・調整

保健、福祉、医療、住環境に関わる行政・関係機関・団体、地域住民が相互に連携・調整を図り、地域社会に根ざした地域包括ケアシステムの構築とそれを活用した福祉のまちづくりを推進します。

また、行政は、総合調整の機能と財源確保に努めるとともに、関連情報等を地域社会の中に共有化する組織づくりや関係団体の活動を積極的に支援していきます。

(5) 専門的人材の確保

新たに介護施設に転職した方や福祉の資格を取得するための経費に対して補助金を交付するなどし、介護施設の職員不足を解消し、安定したサービスを提供できるように検討していきます。

また、市内の高校との連携を図り、若い人材の育成に協力していくとともに介護ボランティアの登録、活用など、福祉、介護人材の裾野を広げる取り組みを行っていきます。

(6) 高齢者の住まいの確保

どのような状態であってもなるべく住み慣れた場所で介護のサービス等を利用しながら自立した生活を送れるように支援していきます。

また、高齢者の住まいのニーズも多様化しており、個々の状況に応じた住まいを確保する必要があります。いろいろな形態の高齢者の施設が有り、その特色を理解して一人ひとりの高齢者に合った住まいを検討していきます。

(7) 生活困窮者への支援

家庭環境や経済面などの様々な理由により、自立した生活が困難な高齢者に対し、自立相談支援事業、家計改善支援事業などを活用し、経済面や住まいなど複合的に関係機関と連携をとりながら支援していきます。

(8) 感染症対策に係る体制整備

新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々の感染症に対し、関係機関と連携し、感染症発生時の支援体制を構築します。また日頃から感染症に対する予防についての指導、教育を実施していきます。



第9期嬉野市高齢者保健福祉計画【概要版】

令和6年3月

編集：佐賀県嬉野市 発行：嬉野市 福祉課
〒843-0392 嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地
TEL：0954-42-3306 FAX：0954-43-1157